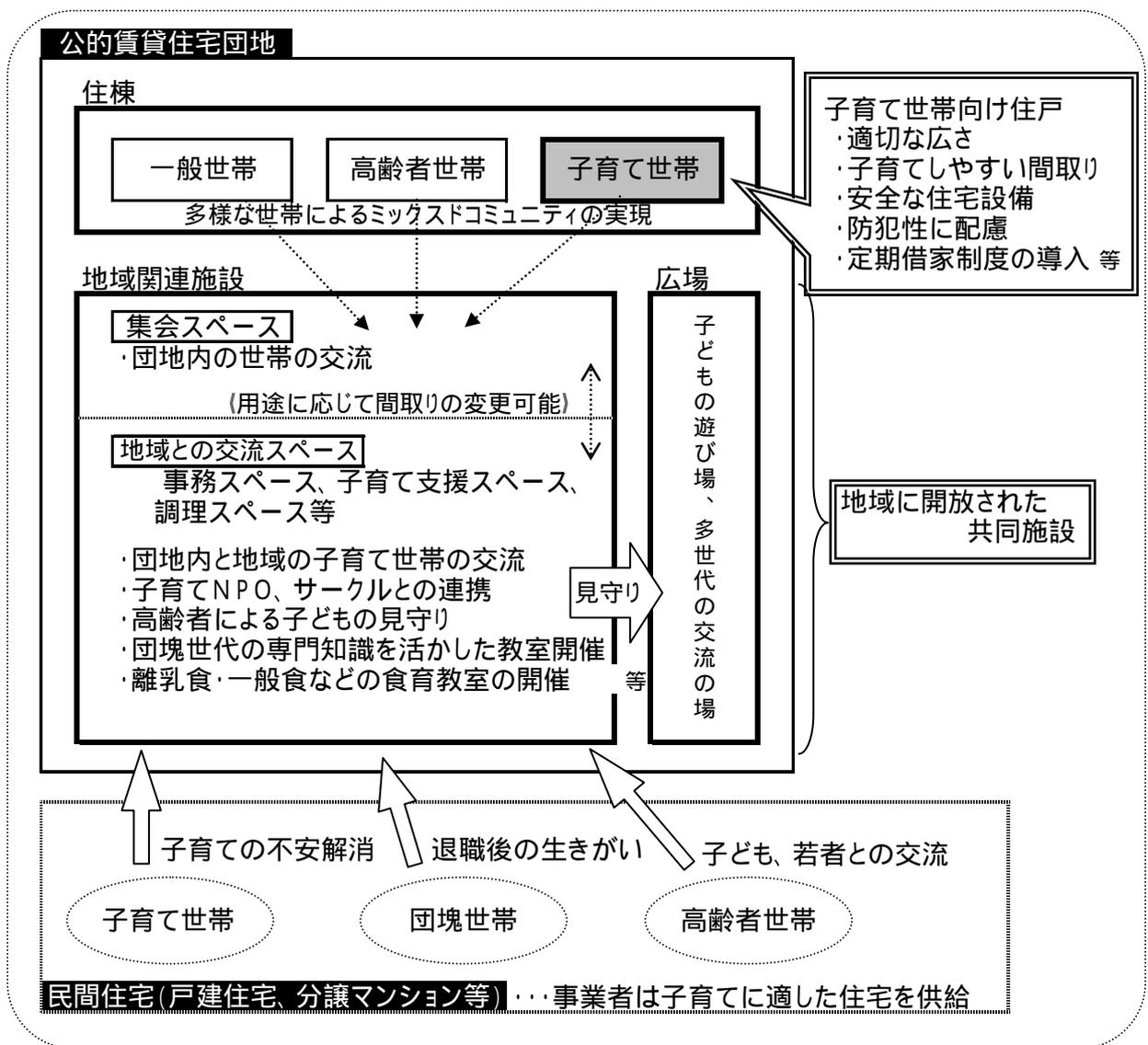


別紙 3 . 豊かな居住環境構築のための取り組みのイメージ

県民・事業者・地方公共団体等の連携による豊かな住生活の実現のための取り組みを例示する。これらの取り組みは独立して実施されるのではなく、それぞれが関係しあいながら後世に引き継ぐべき居住環境の構築を目指すものとする。

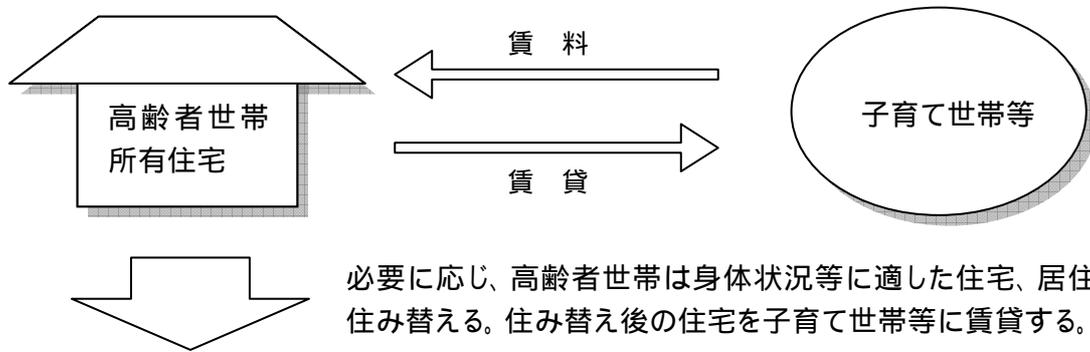
(1) 子育てを支援する居住環境づくり

・適切な広さ等、子育てに配慮した仕様を備えた公的賃貸住宅を供給する。団地内に周辺に開放する地域関連施設を設け、子どもの遊び場、多世代の交流の場等として利用する。運営にあたってはNPOや住民団体との連携を図る。また、住宅関連事業者は子育てに適した住宅を供給することに努める。



(2) 高齢者がいつまでも安心して生活できる居住環境づくり

・高齢者が自らの身体状況等に応じて選択できる多様な住宅・居住施設等の供給を推進するとともに、高齢者の所有する住宅を、広い住宅を必要とする子育て世帯等に賃貸しやすい仕組みについて検討する。これらにより、高齢者世帯、子育て世帯双方にとって適切な居住水準が確保され、また、住宅ストックの有効活用・循環市場の形成が図られる。

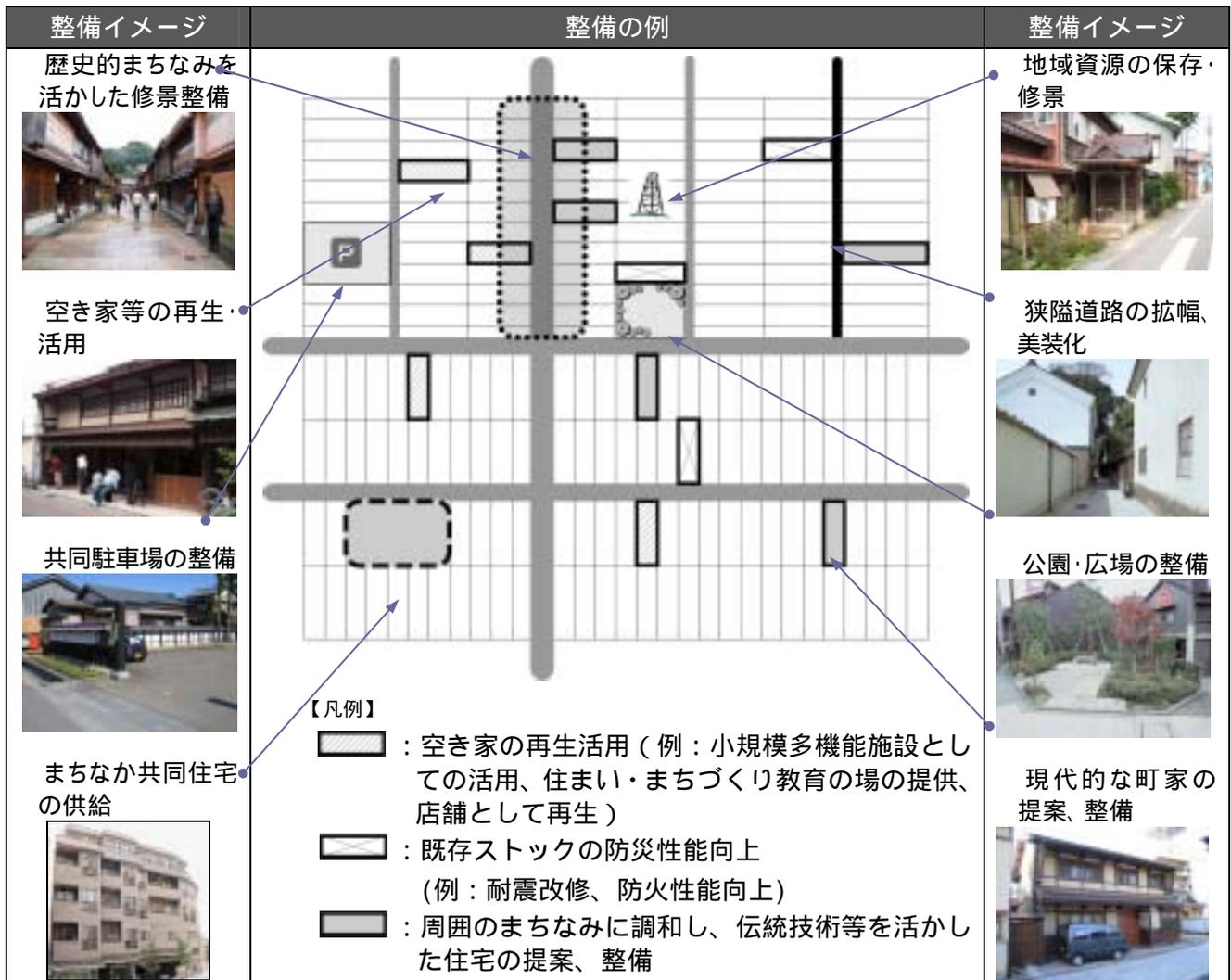


<p>高齢者向け優良賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の活用による高齢者世帯向けの公的賃貸住宅 ・バリアフリー、緊急通報装置の設置による安心居住の実現 	<p>高齢者専用賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら高齢者に賃貸する住宅 ・食堂等の共同利用の有無やサービスの有無など詳細な情報提供 ・一定条件を満たしたものは、特定施設入居者生活介護の対象となりうる 	<p>高齢者円滑入居賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の入居を拒否しない住宅 ・県や住宅センター窓口、HP等により登録住宅の概要を情報提供 ・高齢者居住支援センターによる家賃債務保証制度を利用することが可能
<p>公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅困窮者向けのセーフティネット ・高齢者は単身でも入居可能 ・収入要件の緩和、倍率の優遇を実施 ・バリアフリーによる高齢者対応 ・シルバーハウジングでは生活支援サービスを実施 	<p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)等の福祉施設</p>	

「高齢者向け優良賃貸住宅」は、平成 19 年度に「地域優良賃貸住宅(仮)」として再編が予定されている

(3) まちなか居住を推進するための居住環境づくり

・空家の活用や、歴史的まちなみを活かした修景整備、防災性の向上等により、まちなかの魅力と機能を高め、まちなかでの居住を推進する。



- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・まちあるきMAPの作成
(町家、農家住宅や近代・現代建築、火の見櫓、祠などの地域の景観資産を発掘) ・高齢者のための買い物サービス等のコミュニティビジネスの立上げ支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・町家・古民家再生ファンドなど、伝統的建物の改修費用等を支援する仕組みの検討 ・地域づくりリーダーの育成 ・まちづくり活動に対する助成 ・技術者の育成 ・伝統技術の保存 |
|---|--|

(4) 定住や交流を進めるための居住環境づくり

- ・大都市に向けて地域の魅力を情報発信し、団塊世代をはじめとする大都市居住者の県内中小都市への定住や交流を促進する。
- ・高齢者の生活の不便や孤立化を防止することを目的とし、冬季の高齢者居住施設の供給の推進を行うことで、安全で円滑な冬季生活の確保を図る。また、冬以外の季節については、交流人口確保のための居住施設等に活用する。将来的には定住住宅としての活用を目指すこととし、集落の再編による行政コストの縮減を図る。

